

郵便等による 不在者投票が できます

お持ちの身体障害者手帳や戦傷病者手帳、
介護保険の被保険者証をご確認ください。



代理記載の制度もあります

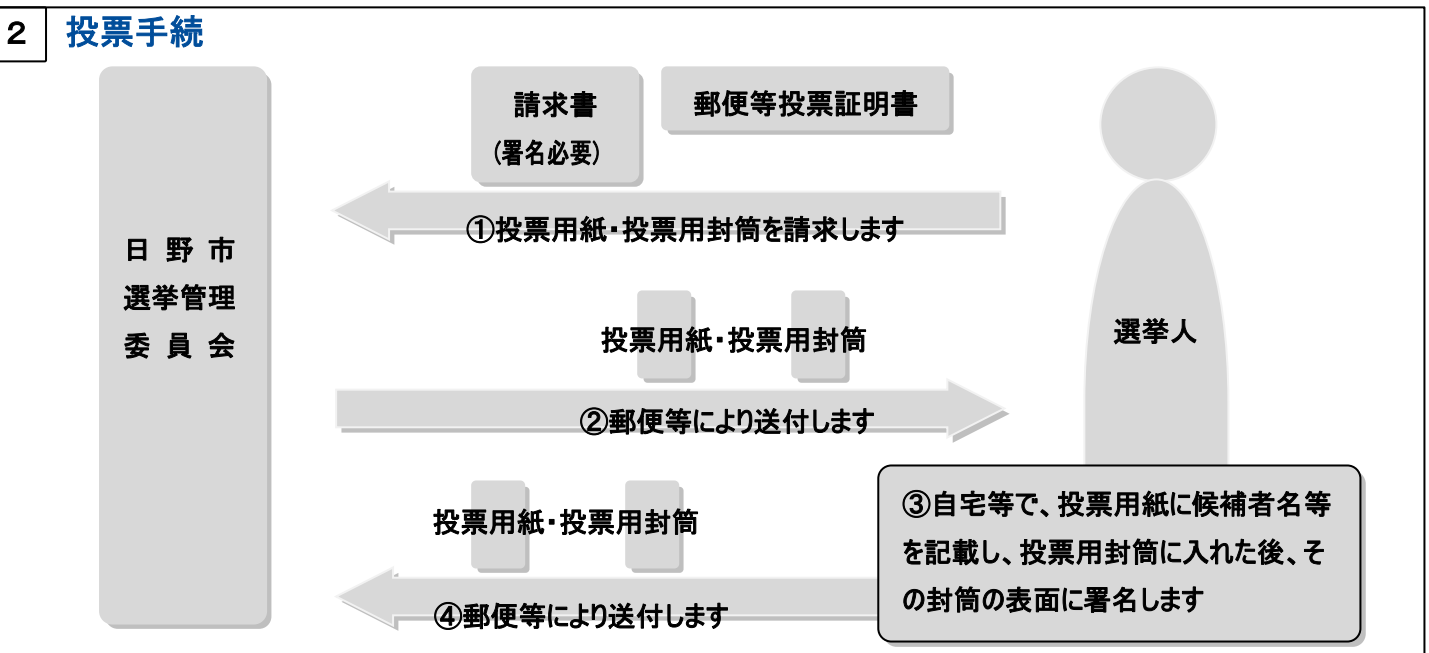
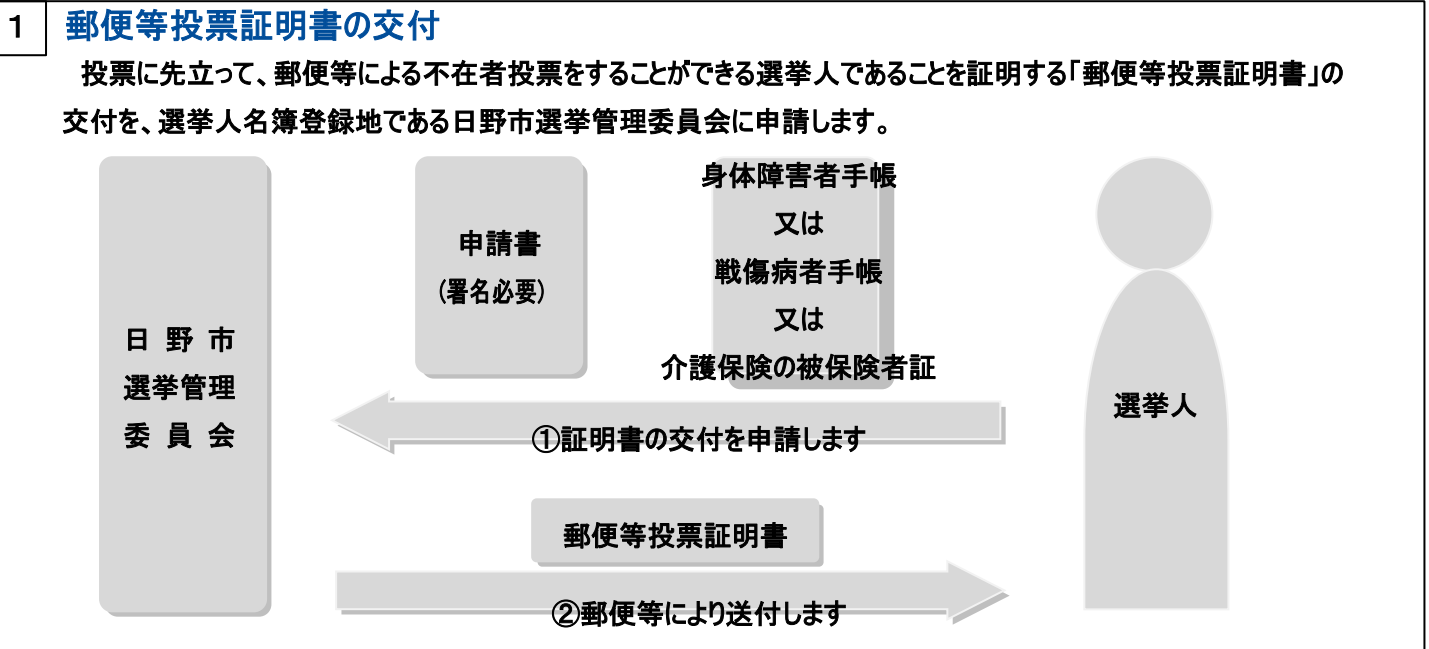
郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

手帳等の種類	障害名	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。



郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

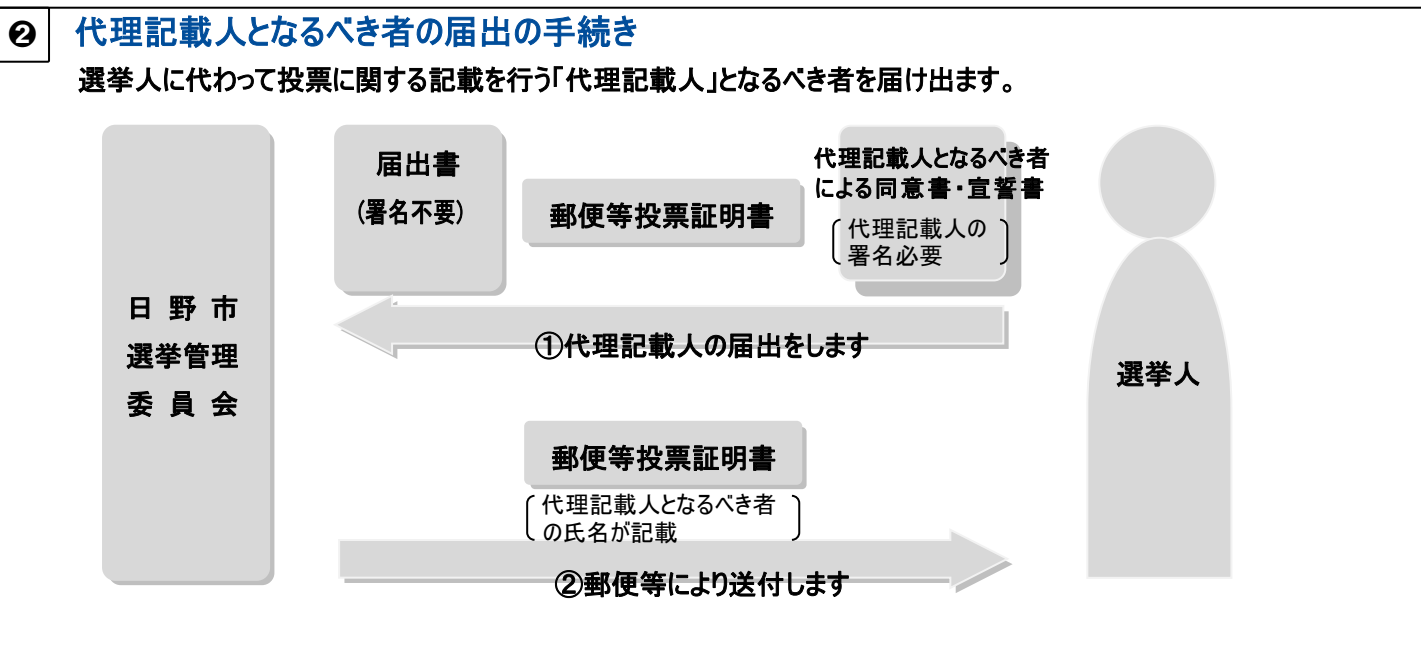
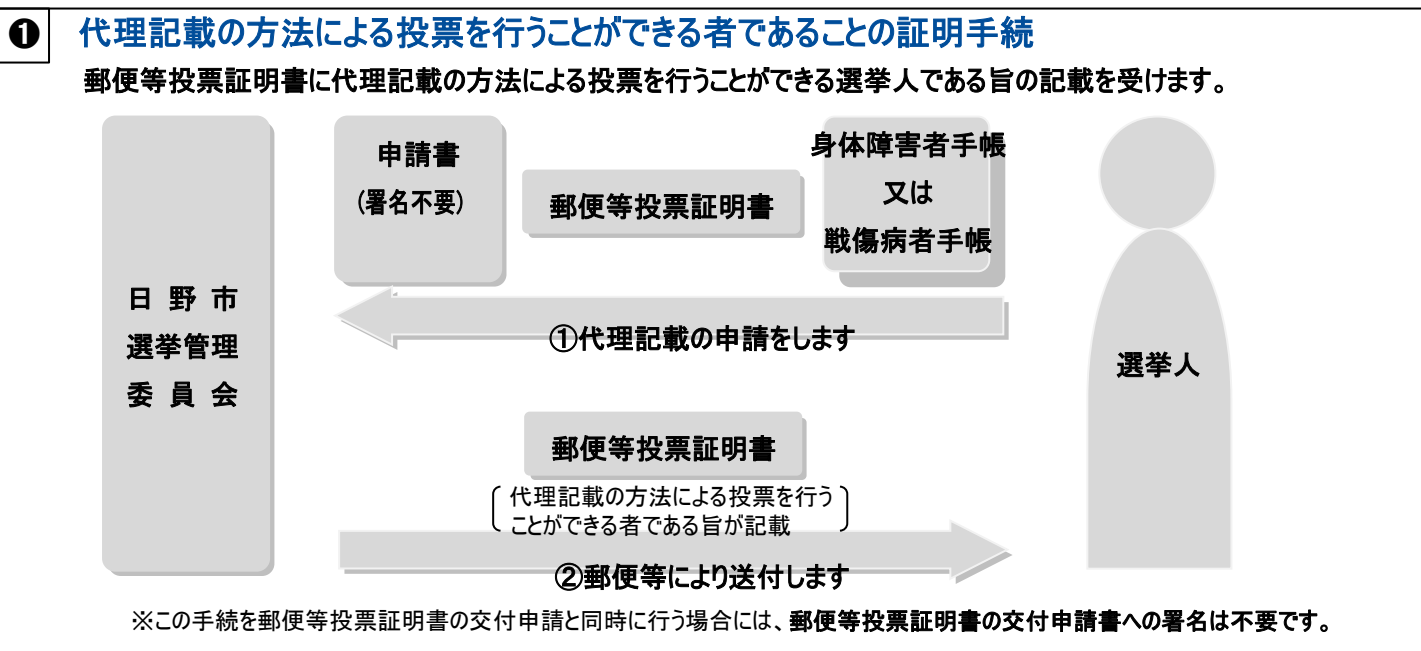
郵便等による不在者投票をすることができる選挙人（左ページ参照）で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある方は、あらかじめ日野市選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

手帳等の種類	障害名	障害等の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	特別項症から第2項症

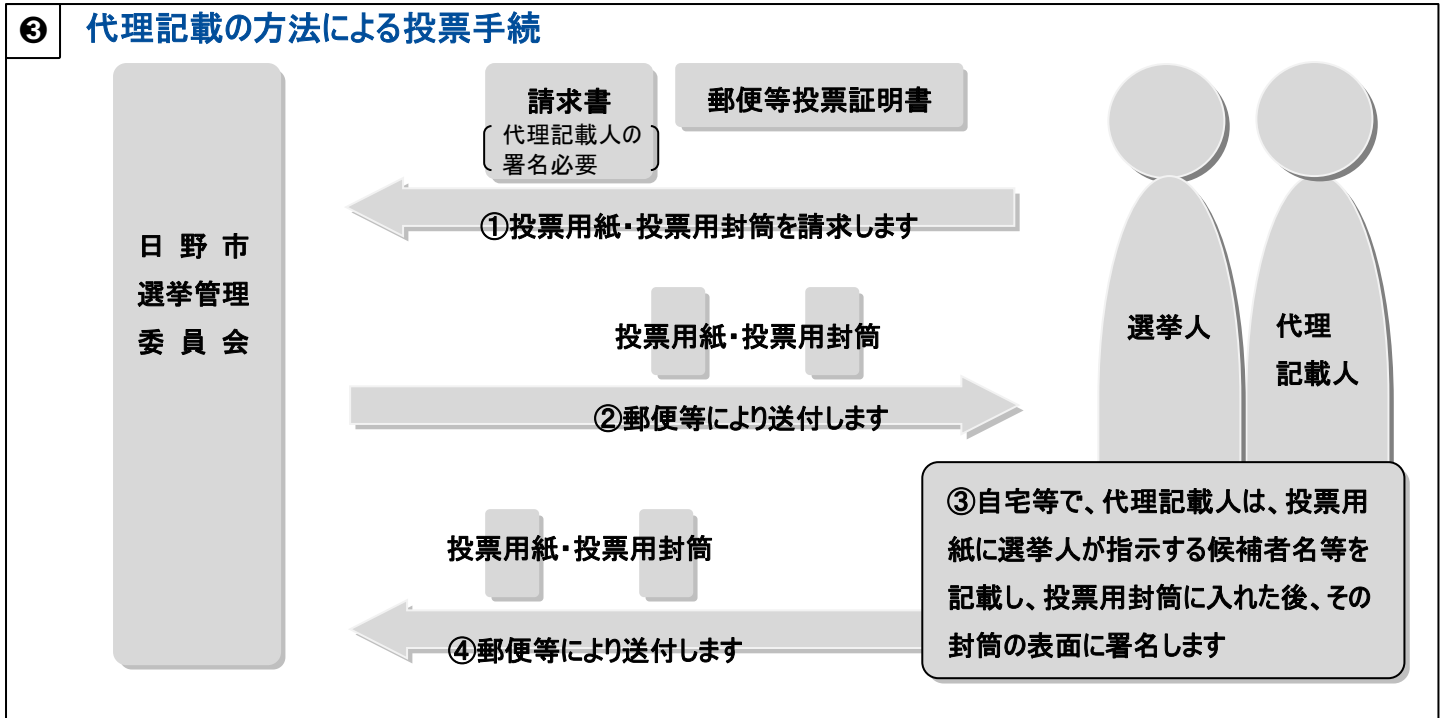
※上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等投票による不在者投票をすることができる選挙人（左ページ参照）でなければ、代理記載制度によっても郵便等投票を行うことはできません。

郵便等による不在者投票における代理記載制度の手続

代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付（左ページ参照）に加えて、あらかじめ次の①及び②の手続を行っておく必要があります。これらの手続は同時に行うことが可能です。また、代理記載の方法による投票手続は③のとおりです。



③ 代理記載の方法による投票手続



罰 則

代理記載人が選挙人の指示する候補者名を記載しなかった等の場合には、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙のめいすいくん

詳しくは、お問い合わせください。
【お問合せ先】日野市選挙管理委員会事務局
〒191-8686 日野市神明1-12-1
☎042-514-8806(ダイヤルイン)